

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成28年1月14日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 教育総務課の平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成27年10月21日～平成27年10月30日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 備品管理台帳を整備し、小中学校分として購入した物も含め、現物と照合できるような方法により、適正な備品管理に努めること。また、被服貸与簿についても不備が認められたため、被服貸与規程により整備を図ること。</p> <p>2. 一部小中学校において、伝票処理に遅滞が見られるため、改善に努めること。また、物品購入の際は契約物品を確認の上購入するなど、適正な事務処理に努めること。</p>	<p>1. 備品管理台帳については現物と照合できるような学校毎の台帳整備を行っておりますが、ご指摘のとおり教育総務課の備品管理台帳の記載が不十分な状況でした。小中学校分の備品も含め、台帳整備を確実にいたします。被服貸与簿については、新庄市職員に対する被服貸与規程の様式と一致していないため、平成27年度中に基づく被服貸与簿の整備を行います。</p> <p>2. 一部小中学校において伝票処理に遅滞があった点について、伝票の起票状況を定期的を確認し、遅滞の可能性がある場合には注意喚起を行い改善に努めます。また、契約物品について確認の上購入するよう学校に指示し、適正な事務処理に努めます。</p>